

熊谷市オープンデータ推進に関する基本方針

1 目的・趣旨

スマートフォン・タブレット端末やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及、またモノのインターネット（Internet of Things、IoT）等の技術の進展等により、膨大で多種多様なデータが生成され、また流通するようになってきており、これらの情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していくことが期待されている。

地方公共団体においても、保有する公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開し、利活用を促進していくことが求められているところである。

本市においても、公共データの公開と利活用が、市民参加や官民協働の推進を通じた本市域の課題の解決、経済の活性化、引いては本市の発展に寄与することを期待するとともに、一層の行政の高度化・効率化並びに透明性・信頼性の向上を図るため、本市が保有する公共データのオープン化を推進することとし、ここに「熊谷市オープンデータ推進に関する基本方針」を定める。

2 定義

本市における「オープンデータ」とは、本市の保有する行政情報で、機械判読に適した形式により、営利非営利等の目的や個人法人等の利用者の種別を問わず二次利用を可能とした条件を付して公開したデータをいう。

3 基本方針

- (1) 本市の保有する行政情報はオープンデータとして積極的に公開するものとする。
- (2) オープンデータの公開に当たっては、迅速かつ適宜適切な更新を行うなど、可能な限りデータの最新性を保つよう努めるものとする。
- (3) オープンデータは、それぞれのデータを個別に公開するだけでなく、どこにどのようなデータがあるかを分かりやすく案内し、利用者による必要なデータ取得が容易になるよう配慮するものとする。
- (4) 本市が委託請負その他の業務等で成果物を求める場合においては、あらかじめオープンデータとして公開する可能性があることを想定し、機械判読に適した形式での提出や二次利用を可能とするよう仕様書等に規定するなど、オープンデータの推進に努めるものとする。

4 重点的にオープンデータを推進する項目

- (1) 白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報
- (2) 情報公開請求や問合せの多いものなど市民、事業者等の利用ニーズがあるもの
- (3) 行政経営の効率化や高度化が期待できるもの

5 例外の範囲

(1) オープンデータとしないもの

- 熊谷市情報公開条例第7条第1項各号に定める非公開情報
- 法令及び条例等による制約がある場合
- 本市が他から取得したデータで、当該データの著作権を有する者から同意が得られない場合
- 具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない場合

(2) その他

本市が公開することが適当でないと判断する場合は、公開しないこと又は範囲、利用条件を制限の上で公開することができるものとする。

6 公開・運用における基準

オープンデータの公開及び運用に際しては、「熊谷市オープンデータ公開・運用基準」を定め適切に管理、運用を行うものとする。

7 推進組織等

本市のオープンデータの取組は、熊谷市DX推進本部の下、全庁的な体制によって推進するものとする。

8 方針の見直しについて

本方針の内容は、今後のデジタル技術その他の技術等の進展や地域情勢の変化、国の動向等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

施 行

この方針は、令和4年7月12日から施行する。